

令和7年度 目黒区地域公共交通会議【第2回】

日時：令和8年2月16日（月）10：00～

場所：目黒区総合庁舎 4階 政策会議室

（東京都目黒区上目黒 2-19-15）

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 議題

（1）東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について

（2）北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

4 報告事項

（1）サンクスネイチャーバスの自家用有償旅客運送について

5 閉会

<配布資料>

資料1 目黒区地域公共交通会議委員名簿

資料2 目黒区地域公共交通会議等要綱及び傍聴要綱

資料3 東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について

資料4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

資料5 サンクスネイチャーバスの自家用有償旅客運送について

資料6 令和7年度第1回目黒区地域公共交通会議議事概要

参考資料1 令和7年8月7日開催目黒区地域公共交通運賃等協議会資料

参考資料2 令和8年2月16日開催目黒区地域公共交通運賃等協議会資料

以 上

目黒区地域公共交通会議委員名簿

No.	委員	所属	氏名
1	目黒区	街づくり推進部長	清水 俊哉
2		都市計画課長	小林 博
3		都市基盤整備課長	山下 晃由
4	一般乗合旅客自動車運 送事業者の代表者又は その指名する者	東京都交通局自動車部計画課長	井上 清一
5		東急バス株式会社運輸事業部 計画部計画グループ課長	石 洋一
6		小田急バス株式会社 バス事業本部計画部部長	宮下 誠
7		京王電鉄バス株式会社 運輸営業部乗合事業担当課長	三浦 祐介
8	一般旅客自動車運送事 業者が組織する団体の 代表者又はその指名す る者	一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長	富樫 秀樹
9		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー 協会専務理事	高橋 哲哉
10	区民	目黒区町会連合会	三柴 伸生
11		目黒区商店街連合会	諏訪 尊
12		目黒区老人クラブ連合会	山口 武志
13		公募	張替 鋼一
14		公募	湯浅 マッケイン 周子
15	国土交通省関東運輸局 長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	小林 聡
16	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体 の代表者又はその指名 する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	永見 則雄
17		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	奥村 公章
18	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	岡村 隆行
19		東京都建設局 第二建設事務所管理課長	羽石 幸一
20		目黒区都市整備部土木管理課長	久能 淳
21	交通管理者	警視庁交通部管理官(調査担当)	西東 俊郎
22		警視庁目黒警察署交通課長	佐海 豊
23		警視庁碑文谷警察署交通課長	原 泰朝
24	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部 准教授	稲垣 具志

 前回から変更

目黒区地域公共交通会議等要綱

令和 8 年 1 月 1 5 日

目都整第 1 7 8 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、目黒区附属機関の設置に関する条例（令和 6 年 3 月目黒区条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）及び目黒区地域公共交通運賃等協議会（以下「運賃等協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 9 条の 3 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、交通会議及び運賃等協議会を組織及び運営する。

(所掌事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

2 運賃等協議会は、次に掲げる事項を所掌し、協議結果等を交通会議へ報告する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃等の協議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(交通会議の組織)

第 4 条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 目黒区街づくり推進部長
- (2) 目黒区都市整備部都市計画課長
- (3) 目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 区民
- (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 交通管理者
- (11) 学識経験者
- (12) その他区長が必要と認める者

2 前項第 4 号から第 1 2 号までの委員は、区長が委嘱する。任期は 2 年以内とし、

再任を妨げない。

- 3 委員が任期中に、第1項第4号から第5号まで及び第7号から第11号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第6号及び第11号に掲げる委員については、街づくり推進部都市基盤整備課において指名した者とする。

(運賃等協議会の組織)

第5条 運賃等協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- (4) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者

(会長)

第6条 交通会議及び運賃等協議会にそれぞれ会長を置き、第4条第1項第1号に掲げる者(運賃等協議会にあっては、第5条第1項第1号に掲げる者)をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議及び運賃等協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員(運賃等協議会にあっては、構成員)の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 第4条第1項第4号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。
- 4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員(前項の代理人を含む。)の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 6 交通会議の庶務は、街づくり推進部都市基盤整備課において処理する。

(運賃等協議会の運営)

第8条 運賃等協議会は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 第5条第1項第2号及び第4号に掲げる構成員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として運賃等協議会に出席させることができる。
- 3 運賃等協議会の議決を要する事項は、出席構成員(前項の代理人を含む。)の全会一致を原則とする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

5 運賃等協議会の庶務は、街づくり推進部都市基盤整備課において処理する。

(会議の公開)

第9条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 交通会議において取り扱う情報が、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）第7条各号に該当するとき。

(2) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び運賃等協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日より施行する。

この要綱は、令和5年10月20日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

この要綱は、令和8年1月15日より施行する。

別表第1（第4条関係）

No.	要綱第4条の委員	所属
1	目黒区	街づくり推進部長
2		都市計画課長
3		都市基盤整備課長
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東京都交通局自動車部計画課長
5		東急バス株式会社 運輸事業部計画部 計画グループ課長
6		小田急バス株式会社バス事業本部計画部部長
7		京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長
8	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長
9		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会専務理事
10	区民	目黒区町会連合会
11		目黒区商店街連合会
12		目黒区老人クラブ連合会
13		公募
14		公募
15	国土交通省関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官
16	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長
17		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイク部会事務長
18	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長
19		東京都建設局第二建設事務所管理課長
20		目黒区都市整備部土木管理課長
21	交通管理者	警視庁交通部交通規制課管理官(調査担当)
22		警視庁目黒警察署交通課長
23		警視庁碑文谷警察署交通課長
24	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部准教授

別表第2（第5条関係）

No.	要綱第5条の構成員	所属
1	目黒区	都市基盤整備課長
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東急バス株式会社 運輸事業部計画部 計画グループ課長
3	区民	目黒区町会連合会
4	国土交通省関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官

目黒区地域公共交通会議傍聴要綱

令和4年3月22日

目都政第1664号

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の公開に関し円滑かつ公正な議事運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 交通会議は、目黒区情報公開条例(平成12年12月目黒区条例第58号)第7条に規定する不開示情報に係る調査審議をする場合その他審議会が公開することが適当でないと認める場合は、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第3条 交通会議の議事を傍聴しようとする者は、会議の事前に、傍聴申請書に自己の住所・氏名を記入し、係員に提示して、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴者は会長の指示する席に着かなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
- 二 酒気を帯びていると認められる者。
- 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯又は着用している者。
- 四 録音機、写真機、映写機等の撮影、録音を目的とする機器類を携帯している者。ただし第8条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 五 その他会議を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれのある物を携帯している者。

(定員)

第5条 傍聴人の数は、会長が定める。

(議場の立入禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 はちまき又はたすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 五 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 六 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 七 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者を除く。

(反則の取締)

第9条 傍聴人が、この規則に違反したときは、会長は、これに退場を命ずることができる。

第10条 会長が傍聴禁止を宣告し、または退場を命じたときは、傍聴人は、速かに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付則

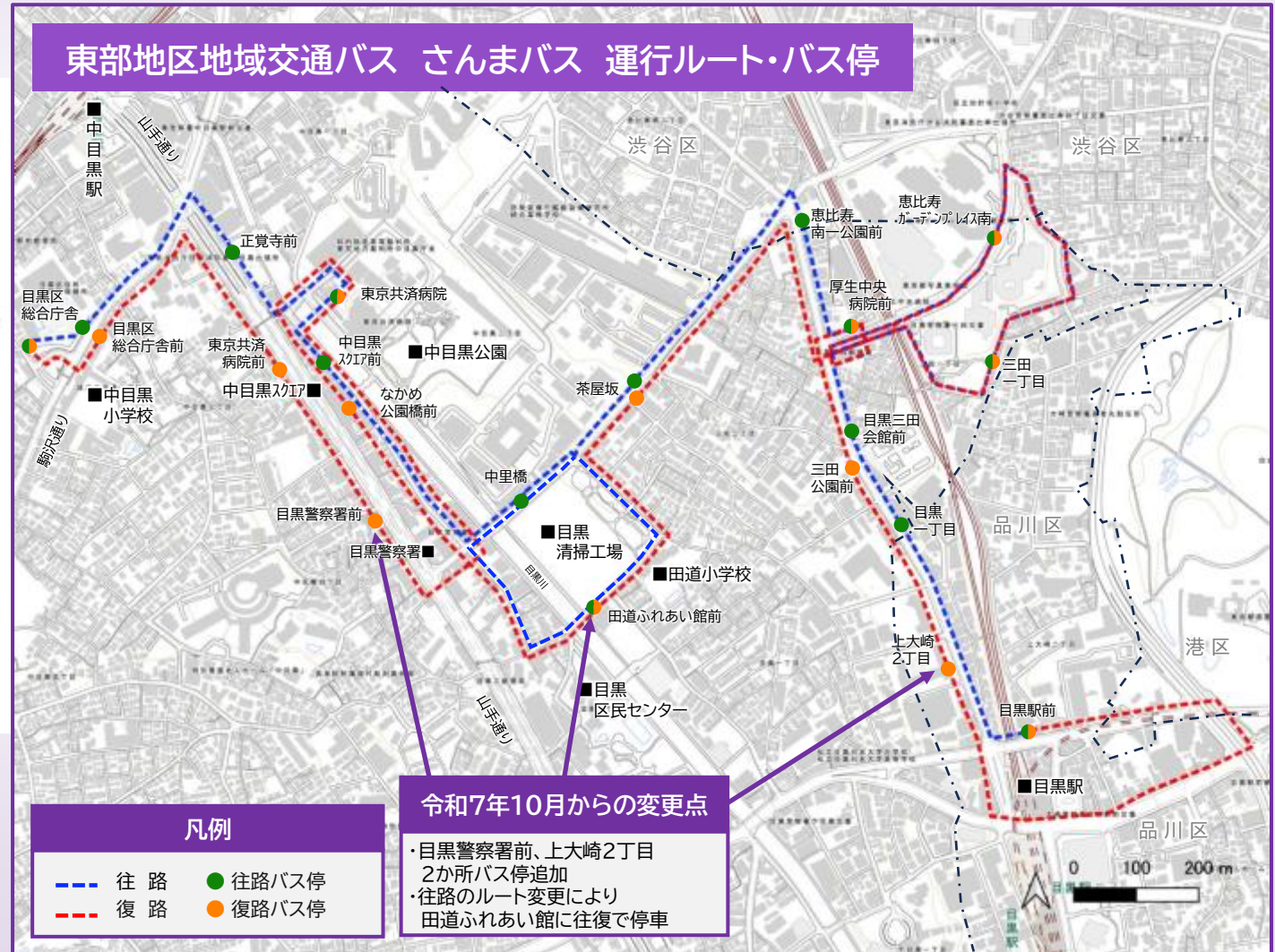
この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

東部地区の地域交通導入の実績と 今後の進め方について

1. 東部地区の取組経過

名称	メンバー構成	対象地域
東部地区交通協議会	町会(目黒三田、一・一、下目黒一丁目、田道、中二北、中目黒八幡)、住区(田道、中目黒)、PTA、近隣施設等の関係者	三田1~2丁目、目黒1~3丁目、中目黒1~4丁目、目黒区施設周辺

目黒区の5地区



1. 東部地区の取組経過

- ・令和6年3月26日に、東部地区地域交通バス(さんまバス)の実証運行を開始。
- ・令和7年10月には区民要望よりバス停の追加・ルート変更・ダイヤ改訂を実施。

R6年3月～7月 さんまバス実証運行開始(令和6年3月26日)
 ・4月～6月：1日6便運行 ・7月～：1日12便運行

R7年5月
 ・令和7年度第1回目黒区地域公共交通会議
 ・R6年度のさんまバス利用実績・収支率の確認
 ・アンケート結果報告、乗車率向上に向けた取組報告

R7年7月
 ・令和7年度第1回東部地区交通協議会
 ・R6年度のさんまバス利用実績・収支率の確認
 ・利用率・収支率・満足度の向上を目的とした施策を検討

R7年8月
 ・令和7年度第1回目黒区地域交通運賃等協議会
 ・東急バス運賃改定に伴う1日乗車券の金額変更

R7年10月
 ・目黒警察署前、上大崎2丁目バス停の追加
 ・目黒駅前方面で田道ふれあい館バス停経由ルートに変更
 ・バス停の追加に合わせた運行ダイヤの改訂(1日11便)
 ・区民まつりでのさんまバス広報活動(10月12日)①
 ・運行方法改善に合わせた病院などの沿線施設での情報発信強化(ポスター掲示)②
 ・ノリトクキャンペーン第2弾開始(10月12日～2月28日)

R7年12月
 ・東部地区アンケート調査、ニュースレターの配布
 ・令和7年度 第2回東部地区交通協議会
 ・4月～11月までのさんまバス利用実績の確認
 ・運賃改定、高齢者割引の実施協議

①区民まつり「来訪者用チラシ」「ブースでの情報提供」



②運行方法改善に合わせた沿線施設での掲示ポスター

さんまバスが令和7年10月からさらに便利になります!

「目黒警察署前」バス停の対面が早くなる! 「上大崎」バス停の発車が速くなる!

ダイヤ改正前・改正後の時刻表

目黒警察署前	上大崎	目黒警察署前	上大崎
8:00	-	8:00	21
9:00	28	9:11	11
10:00	18	10:22	01 11
11:00	07 57	11:27	40
12:00	46	12:37	30
13:00	36	13:42	19
14:00	25	14:55	09 58
15:00	15	15:11	48
16:00	04 54	16:11	37
17:00	43 17	-	-

路線図

お問合せ 運行や忘れ物など 東急バス目黒営業所 TEL:03-3714-7891
 その他事業に関すること 目黒区都市基盤整備課 TEL:03-5722-9550

1. 東部地区の取組経過

・さんまバスについて、東部地区交通協議会による東部地区の沿線全戸へのニュースレターの配布や沿線施設と連携したキャンペーンの実施により、地域への認知度の向上と乗車機会の醸成に向けた取組を行った。

東部地区交通協議会での広報活動 ニュースレターの配布

実施目的	バス停新設やルート変更等の周知による利用促進及び現状の利用率周知
配布対象	東部地区内約16,000戸 (別途実施したアンケートに同封しポスティングによる配布)

利用促進に関する取組

実施目的	沿線施設と連携したノリトクキャンペーン沿線ガイドを配布することでさんまバスの利用者増加を図る
開催時期	令和7年10月12日(日) ～令和8年2月28日(土)
配布場所	さんまバス車内、協力店舗、沿線施設で計3,000部配布
参加方法	① さんまバスに乗車し、バス車内に配架の乗車証明書、沿線ガイドを取得する。 ② 沿線ガイドに記載の加盟店舗に来店し、会計時に乗車証明書を提示し特典・割引を付与 ※1枚につき1店舗のみ。繰り返し利用は不可



運行ルートの見直し、停留所を増設しました
 ■昨年度実施したアンケート調査で得られた地域の皆さんのご意見を踏まえ、さんまバスがより便利になるために運行ルートや停留所の増設を行いました。便利になったさんまバスをぜひご利用ください。

1) バス停留所を増設!
新たに「上大崎2丁目」バス停(新設)、「日暮野駅前」バス停(既存東急バス界との共有)が増設されました。

2) 運行ルートを見直し!
「日暮野駅前」から「日暮野駅前」の車でご乗車の多かった、「日暮野駅前」から「日暮野駅前」の運行ルートが廃止されました。

3) 沿線へのアクセスが便利に!
沿線ダイヤを改定し、「日暮野駅前」から「厚生中央病院前」までの始発バスの出発時間が早くなり、乗降の受付開始時刻に前にならなくなりました。また、「東武井土沼」から「日暮野駅前」までの最終バスの出発時間が遅くなり、沿線住民に余裕が持てるようになりました。

ノリトクキャンペーン第2弾を開催します
 ■ノリトクキャンペーンの第2弾を令和7年10月12日から令和8年2月28日まで行います。今回は新規店舗を含む8店舗がキャンペーンの対象となります。

参加方法
 キャンペーン期間中にさんまバス内にある「乗車証明書」をお取りください。対象店舗をご利用の際に「乗車証明書」をご提示いただくことで、おトクな特典が受けられます。



グラフで見るさんまバス (令和7年8月時点)
 ■さんまバスは令和6年3月26日の東武運行開始から、約1年半が経過しました。令和6年4月～6月は1,000～1,300人にご乗車いただき、7月の乗車実績は毎月2,000人を超えるご利用状況を実現しております。令和6年10月～令和7年2月には3歳未満児がみられます。

■1人あたりの利用乗車数は3人前後で、実施運行の当分の目標値である4.1人には達しておらず、このままの利用状況では**継続運行ができなくなる恐れがあります**。1人あたり4人の利用が増えることで継続運行の目標値に大きく近づきますので、地域の皆さんからのご乗車をお待ちしております。



さんまバスノリトクキャンペーン第2弾の実施



乗車証明書



沿線ガイド

2.さんまバスの利用状況

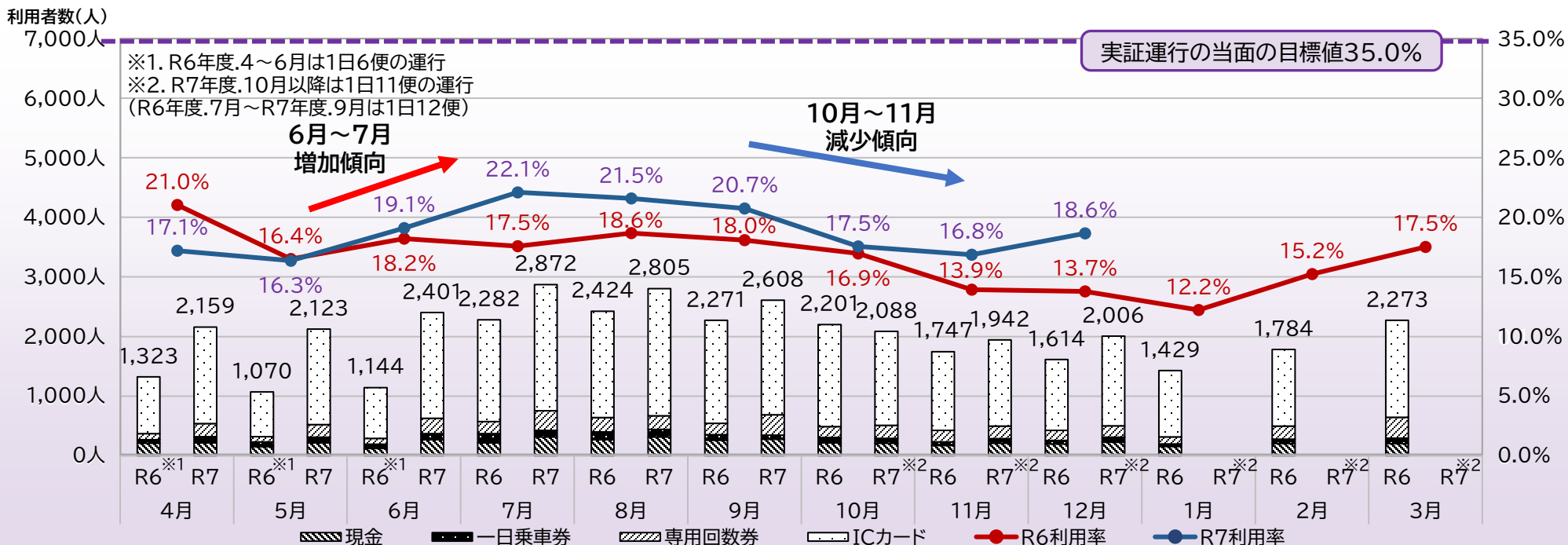
- ・利用率は1日12便運行の4～9月平均が19.5%、1日11便運行の10～12月平均が17.6%、4～12月の平均では18.9%となっている。
- ・4～9月の間は2,100人/月超、減便後も2,000人/月の人が利用しているが、利用率は実証運行の当面の目標値35.0%には達していない。
- ・利用率の推移をみると、10月から11月にかけて減少傾向ではあるものの、前年度の利用率より高い結果となっている。

(1)利用者数・1便当たりの乗車人数と利用率の推移 (R7年度実績)

※バス停追加、ルート・ダイヤ変更に伴い1日11便での運行に変更

	1日12便						1日11便※			備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
利用者数	2,159人	2,123人	2,401人	2,872人	2,805人	2,608人	2,088人	1,942人	2,006人	現金、一日乗車券 専用回数券、ICカード
1日当たり 利用人数	72.0人/日	68.5人/日	80.0人/日	92.6人/日	90.5人/日	86.9人/日	67.4人/日	64.7人/日	71.6人/日	利用者数÷運行日数
1便当たり 利用人数	6.0人/便	5.7人/便	6.7人/便	7.7人/便	7.5人/便	7.2人/便	6.1人/便	5.9人/便	6.5人/便	利用者数÷運行日数÷運行便数
R7年度 利用率	17.1%	16.3%	19.1%	22.1%	21.5%	20.7%	17.5%	16.8%	18.6%	1便当たりの乗車人数 ÷乗車定員(35人)×100

■月別総利用人数(運賃ベース)/利用率 (R6年度・R7年度実績比較) ※R7年度は12月時点



3. 運賃の変更

・運転手不足や燃料費の高騰から東急バスでは令和7年10月より運賃を改定。これに伴いさんまバスについても令和8年4月より普通運賃の値上げを行う。

→令和7年10月には先行してさんまバスの1日乗車券の値上げを実施。令和8年4月には普通運賃の値上げに併せ、回数券の設定変更・アプリ回数券の導入を行う。

■東急バスの運賃変更の詳細

		普通運賃	1日乗車券
適用時期		令和7年10月～	
従前 大人 (小児)	現金	230円 (120円)	540円 (280円)
	IC	230円 (115円)	
今後 大人 (小児)	現金	250円 (130円)	560円 (280円)
	IC	240円 (120円)	

■さんまバスの運賃変更について

令和7年10月:さんまバスで利用可能な1日乗車券のみ運賃を変更。

令和8年4月:普通運賃変更、回数券の設定変更・アプリの導入、高齢者向け利用促進施策の実施。

通常運賃の値上げ:
東急バスの運賃変更内容と同様

■普通運賃及び回数券等の金額設定の変更について

運賃(現在) → 紙のみ販売 有効期間:令和8年9月30日まで有効(販売中のもの)

	現金	IC	紙回数券					アプリ回数券				
			単価	枚数	単価×枚数	販売額	差額	単価	枚数	単価×枚数	販売額	差額
大人	230	230	230	10	2,300	2,000	300	アプリ回数券 未導入				
小人	120	115	120	10	1,200	1,000	200					
小障	60	58	60	10	600	500	100					

運賃(将来)案 → 紙+アプリの導入 有効期間:紙は令和9年3月31日まで、アプリは購入日から6か月

	現金	IC	紙回数券					アプリ回数券				
			単価	枚数	単価×枚数	販売額	差額	単価	枚数	単価×枚数	販売額	差額
大人	250	240	250	9	2,250	2,000	250	250	9	2,250	1,950	300
小人	130	120	130	9	1,170	1,000	170	130	9	1,170	970	200
小障	70	60	70	9	630	500	130	70	9	630	480	150

※導入するアプリ回数券は「RYDE PASS」を想定。当該アプリは大田区・品川区のコミュニティバスでも採用された実績がある。

アプリ導入の
メリット



印刷との
調整が不要

→売れ残りロスの削減



紙より低価格

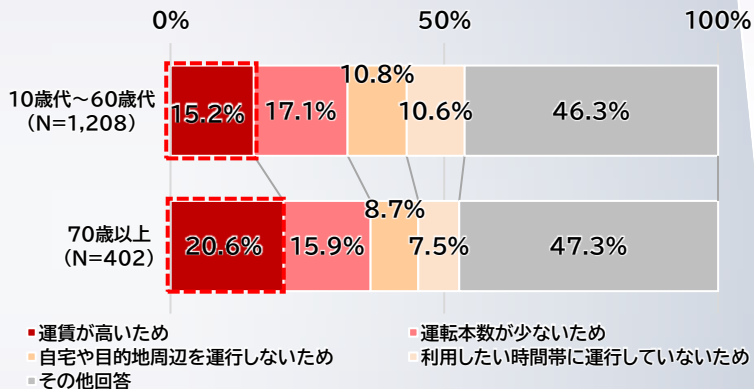
将来的にはアプリへの
完全移行を想定

4. 乗車率向上等に向けた取組

・R6年度、R7年度の東部地区区民アンケートにおいて、高齢者からのさんまバスでのシルバーパスの適用ならびに認知度向上や利用してもらうための対策実施について要望があがった。
 →東京都のシルバーパスの値下げに伴い、高齢者のバス需要が増加することも見据え、高齢者の割引施策を導入する方向で検討中。総合庁舎、病院でのPR動画による周知も絡め広く広報を行う。

要望

■地域交通を利用していない人のうち、利用していない理由の年齢層の割合と高齢者運賃の適用に関するご意見 (R6・R7アンケート調査より)



令和6年度

【アンケート調査で得られた「シルバーパス利用」に関する自由回答】

・高齢者が多いので、路線バスと同一料金ではなくシルバーパスを利用可能とするか運賃を100円にしてほしい。(65歳以上)



令和7年度

【アンケート調査で得られた「シルバーパス利用」に関する自由回答】

・お年寄りがメイン利用者だと感じるが(若い人や元気な人は十分徒歩で行ける範囲なので)シルバーパスで既存バスが無料のためあまり使用されない印象がある、とにかくお年寄りに認知、利用してもらう対策が重要と感じる(40歳代)

高齢者の利用に関する要望

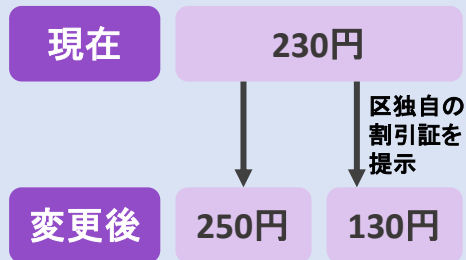
対応策

高齢者割引施策の導入

高齢者割引の導入

- ・70歳以上の運賃割引を導入する。

現金の場合



区独自の割引証の発行

- ・高齢者割引証を区独自で発行。



さんまバスPR動画の配信

目黒区総合庁舎・厚生中央病院・東京共済病院にて4月よりPR動画の放映を予定。動画中で高齢者割引施策の紹介を行ない広く周知をする。

- ・さんまバス沿線の主要施設を紹介
- ・バス停案内
- ・運賃と高齢者割引の紹介



サイネージ動画のイメージ

5. 今後の取組

- ・前項までに整理した利用状況及び利用率向上に向けた取組を行い、各目標値の達成を目指す。
- ・高齢者割引制度の周知は、区の高齢福祉課を始めとした関係課や、協議会による割引証の発行会の開催など協力して進める。

1 令和8年度の運行計画について

昨年度、協議・調整した運行ルートの見直しは令和7年10月に実現。さらなる利便性の向上を目指して、特に高齢者からの要望が多かった割引施策の実現に向けて、関係機関と調整を行う。

2 さんまバスの利用促進に関する取組について

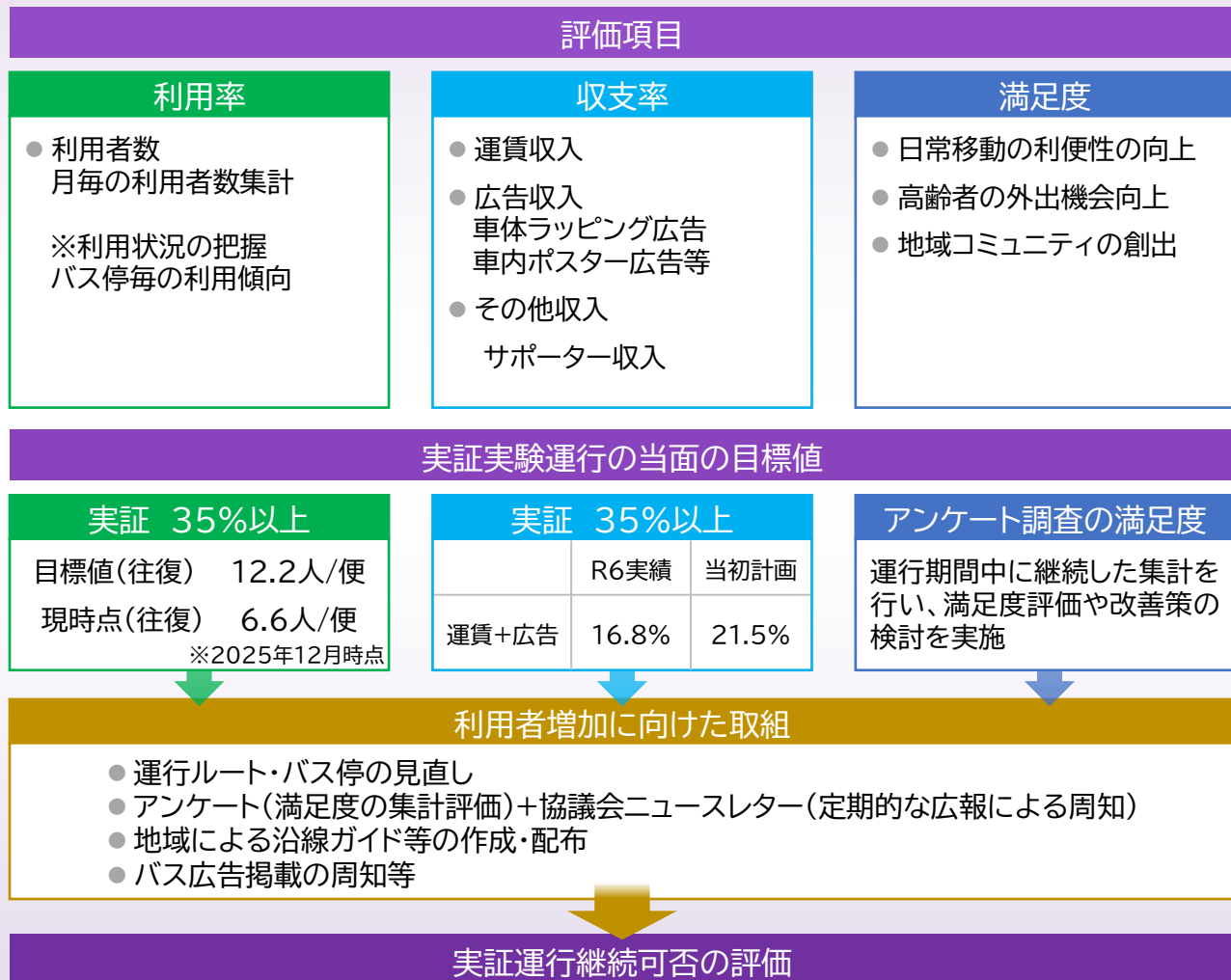
東部地区交通協議会やアンケート回答による、さんまバス利用促進に向けた取組を検討し、イベントや口コミ・SNS等による周知活動を支援していく。更に病院や総合庁舎でデジタルサイネージを活用した周知活動を行う。

なお、利用率や収支率等が目標に達しなかった場合、事業が継続されなくなることを広く周知する。

3 本格運行を目指した実証実験運行の事業評価について

実証実験運行の継続判断は、以下3つの基準項目を評価します。

1. 利用率: 運行本数に対する利用者数の割合
2. 収支率: 運行経費に対する収入の割合
3. 満足度: 実証運行後の利用者の意見



北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

1.北部地区の取組経過

- ・北部地区では、3つの団体(駒場地域交通研究会・東山三丁目地域交通研究会・さんまバスを走らせる会)で地域住民による勉強会が開催されており、国道246号を境界に南北2地域に分けて北側から検討を行っている。
- ・第1回地域公共交通会議後、北側の関係町会・自治会に希望調査を行い、現地調査を実施した。

■これまでの検討状況

- ・駒場地域及び東山三丁目地域交通研究会においては、目黒区が支援する勉強会を通して新たな地域交通の導入に向け、運行車両や運行方式、停留所(ミーティングポイント)等の検討を進めてきた。



北部地区と国道246号線

■5月の令和7年度第1回地域公共交通会議以降の検討状況

R7年5月	・ 令和7年度第1回地域公共交通会議 ・ 国道246号北側町会・自治会説明会、意見募集
R7年6月	・ さんまバスを走らせる会意見交換 ミーティングポイント追加調査
R7年7月	・ 現地調査の実施(北側・南側) ・ 駒場地域打合せ ボランティアドライバーによる運行の相談 他自治体の事例調査
R7年8月	・ 運行事業者打合せ
R7年9月	・ 令和7年度第1回駒場地域交通研究会 ボランティアドライバーによる運行の検討
R7年10月	・ 東山三丁目地域交通研究会意見交換
R7年12月	・ 運行事業者打合せ

■令和7年度第1回地域公共交通会議での意見

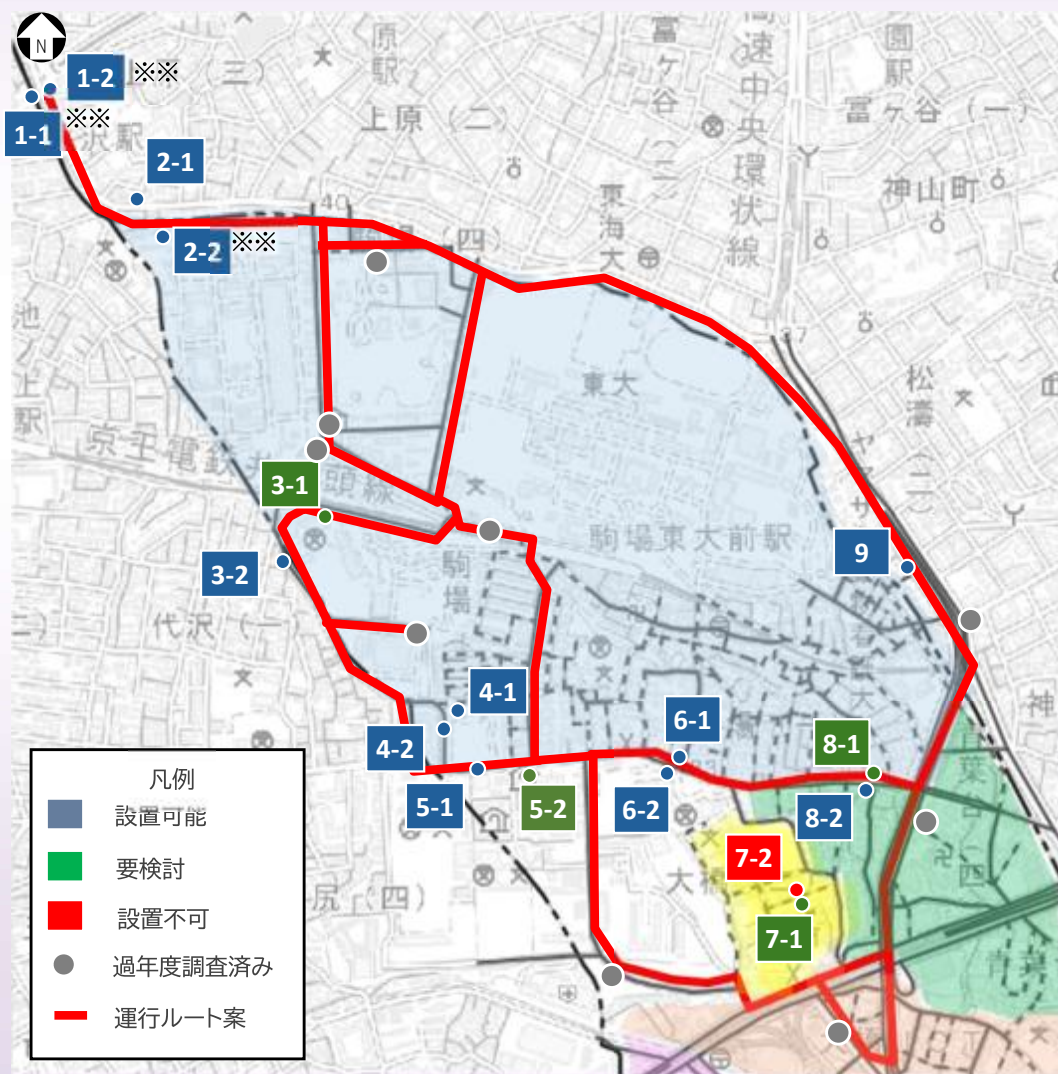
- ・ミーティングポイントの数が少ないし、ミーティングポイント間の距離も長く、利用者がミーティングポイントまでの移動を強いられるように感じる。
- ・現状は、目的地を想定してミーティングポイントを設定したが、今後は乗車地(居住地側)となるミーティングポイントの設定についても検討が必要。

2. 現地調査の結果

■ 国道246号北側地域

- 国道246号北側地域は、道路幅員が狭く、ミーティングポイントを設定できる場所が限られる。
- 調査した17箇所のうち、12箇所設置可能、1箇所設置不可、4箇所は要検討であった。

現地調査箇所



※令和7年7月に実施した現地調査結果であり、決定したミーティングポイント案ではありません。
※道路管理者、交通管理者と調整が必要

関係者と調整が必要な候補箇所

3-1 都立国際高校北側



- 停止線や曲がり角から車両の前後まで5m以上確保できないため要調整

7-1 都営住宅北



- 公開空地設置区間の路側帯の活用可能性を検討

5-2 駒場バス停付近



- 高齢者施設の駐車場利用の可能性あり

8-1 松見坂下バス停周辺



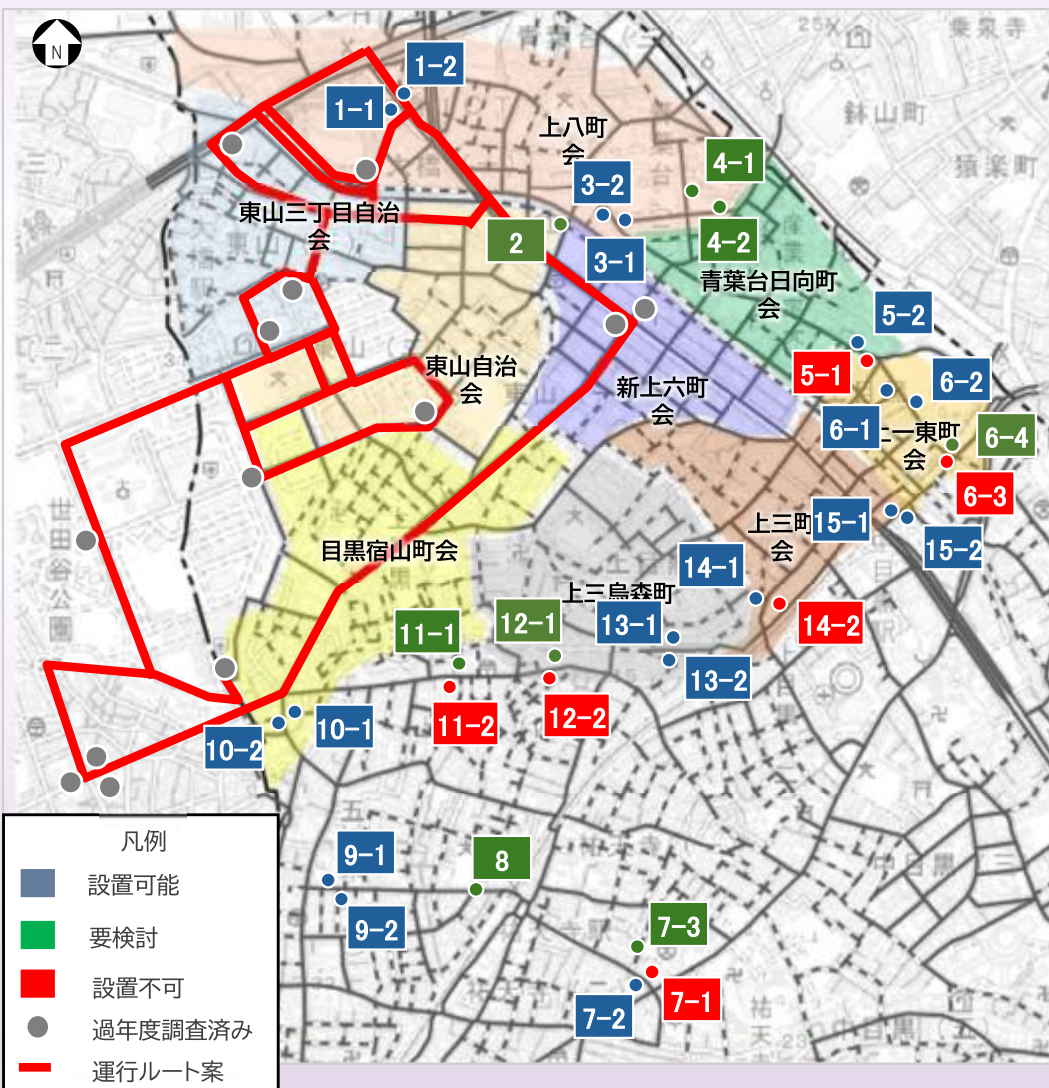
- 消火栓の鉄蓋から車両の後方まで5m以上確保できないため要調整

2.現地調査の結果

■国道246号南側地域

- 国道246号南側地域は、東山3丁目地域とさんまバスを走らせる会のルート案からミーティングポイントを設定
- 調査した31箇所のうち、17箇所設置可能、6箇所設置不可、8箇所は要検討であった。

現地調査箇所



関係者と調整が必要な主要な候補箇所

2 青葉台さくら苑



- 敷地内の駐車場利用の可能性について施設管理者と調整が必要

4-1 西郷山公園入口



- 歩道設置区間の路肩の活用可能性について検討

7-3 上目黒住区センター前



- 施設内駐車場の利用、もしくは道路上設置可能かを確認の上、判断

8 祐天寺駅前




- タクシー乗り場、バス停の共用、もしくは上目黒小学校の公開空地を活用する

※令和7年7月に実施した現地調査結果であり、決定したルート案、ミーティングポイント案ではありません。

3.国道246号北側地域の検討状況

- ・ 駒場地域交通研究会でも、乗合型デマンド交通は運賃が高く、地域住民の負担が大きくなるといった意見があったため、国道246号北側地域では、利用者から運賃を徴収しないボランティア運送の検討を進めることとなった。

- 
- ・ これまで検討してきた事業者が運行するデマンド交通は一般的に収支率が低い(収支率確保のためには運賃を高くする必要有)
 - ・ 収支率が低い場合、行政が赤字分を税金で補填し続ける必要がある
 - ・ 持続可能性の観点から、実証運行から本格運行に移行することが難しい

ボランティア運送に関する検討が必要

■ボランティア運送導入にあたっての留意事項(事業主体の違いによる比較)

	ボランティアドライバーによる運行	事業者による運行
法令	運行に対する許可・登録を要しない (地域のニーズに合わせた対応が可能)	・運行に対する許可が必要 ・地域公共交通会議での協議が必要
運賃	0円 (燃料代等の必要経費を利用者で負担も可能)	300円~500円 (バスより高くタクシーより安い)
ドライバー確保	地域で募る	事業者で行う
運行頻度	ドライバーの協力に合わせた運行日時になる	業務として行うため調整可能
資格	1種免許取得者 (募集条件を付けたり安全講習の義務化により対策可能)	2種免許取得者が運行
メリット	・利用者の運賃不要 ・ドライバー人件費が削減可能 ・運行経費が低くなる	・プロのドライバーが運行可能 ・不測の事態への対応可能
デメリット	継続したドライバーの確保が必要	・利用者の運賃が高い ・運行経費が高くなる

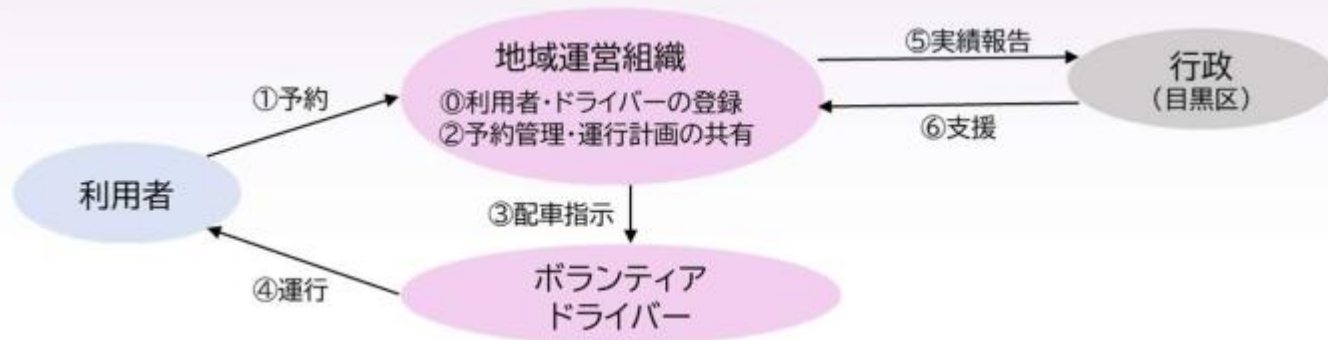
3.国道246号北側地域の検討状況

- ボランティア運送は、一般的に地域運営組織が利用者やドライバーの登録管理等を行い、行政が運行計画の見直しに関する手続き等を実施する。
- 当地域におけるボランティア運送について、関係所管からは「実施は可能」との見解が示されている。

■ボランティア運送の役割分担とイメージ

役割分担(他自治体例を参考に整理)

地域	<ul style="list-style-type: none">• 地域運営組織の設立• 利用者の登録管理• ボランティアドライバーの募集・登録管理• 予約管理(予約受付)• 地域交通の運行• 車両の管理 (日々の点検・給油等)• 運行管理 (運行前の健康状態、アルコールの確認)
行政	<ul style="list-style-type: none">• 地域交通の運行支援:運行計画の見直しに関する各種手続き、講習会開催、運行実績の把握• 車両確保• 運行経費負担:車検や保険等• 関係機関との調整



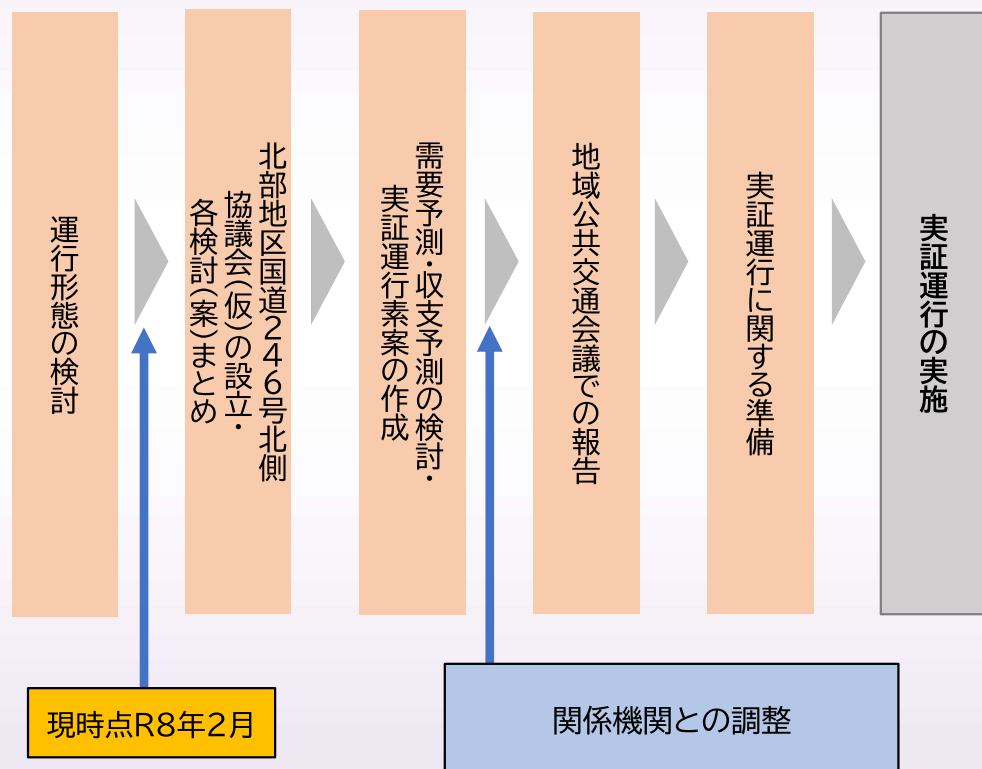
■ボランティア運送に関する関係所管の見解

- ボランティア運送の実施は可能。
- 道路運送法上の許可・登録を要しない運送となるため、運行に関する協議等は不要。
- 地域公共交通会議での協議も必須ではないが、既存交通事業者との調整や、地域交通として検討を行っているため、報告はすべき。
- 地域の外出が増えることで他の交通機関の利用も増える、といった効果が期待されることが前提。
- 既存の交通機関との乗換が生じるということであれば、ボランティア運送を行う場合でも、運行事業者の持っている施設等を利用する可能性もある。
- 道路状況や既存交通の路線網を考慮すると駒場地域は可能性がある。
- 地域との連携を行うにあたり、責任者等を置く必要がある。

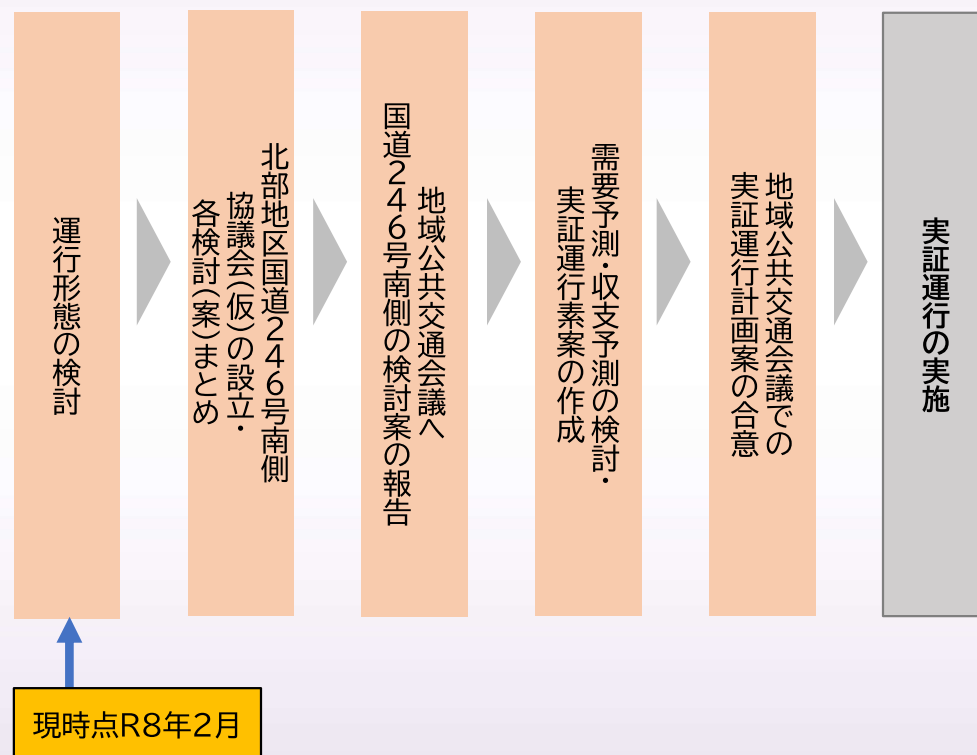
4. 今後の進め方

- 国道246号北側では、協議会を設立し、使用車両や運行形態等について検討・調整を進めていく。協議会設立後、地域公共交通会議への報告、また関係機関等との合意形成を図りながら運行計画案を取りまとめ、実証運行に向け手続きを進める。

国道246号北側※



国道246号南側



※国道246号北側は道路運送法上の許可・登録を要しない運送のため地域公共交通会議での合意は必須ではない。

1994年当時、自由が丘駅周辺は狭い道路が多く、たくさんの車が乗り入れ、路上駐車も多く、休みの日には渋滞も発生していた。

お店をのぞきながらのそぞろ歩きを楽しみたい人にとっては危険なうえに、排気ガスで息もしずらい等の声が上がっていた。

解決策として、コミュニティバスで街を回る「パーク&バスライド」を提案、バスの運行を開始するため、NPO法人の前身となる協議会を設立。

1997年より、自由が丘駅エリアと目黒通り、八雲3丁目エリアをつなぐ【八雲ルート】の運行開始。

「自然さん、ありがとう」をコンセプトに廃食用油を燃料に活用し、排気ガスの抑制と燃料費の削減、地域のサポーターからの支援により運賃無料を実現。

2004年【駒沢公園ルート】を追加。

2014年 累計乗客数100万人を記録。

2015年【産業能率大学送迎ルート】を追加

2023年 累計乗客数200万人を記録。
各ルート最終便を減便。



初代サクスネイチャーバス



駒沢公園ルート



八雲/産能大ルート

昨年実績で月間平均約11,000人の利用があり、地域住民だけでなく、産業能率大の学生、教職員や自由が丘を訪れる方にも、必要な移動手段となっている。

一方で物価高、人件費の高騰等による運行経費の増大から、2023年には1便減便を行っており、サポーターからの支援だけでは運行の継続が困難な状況。

今後も継続して運行を行うため、利用者にも運賃を負担いただく自家用有償旅客運送を目指す。

2.利用実績

2024年度は、年間で134,000人から利用され、月平均で約11,000人の利用があった。

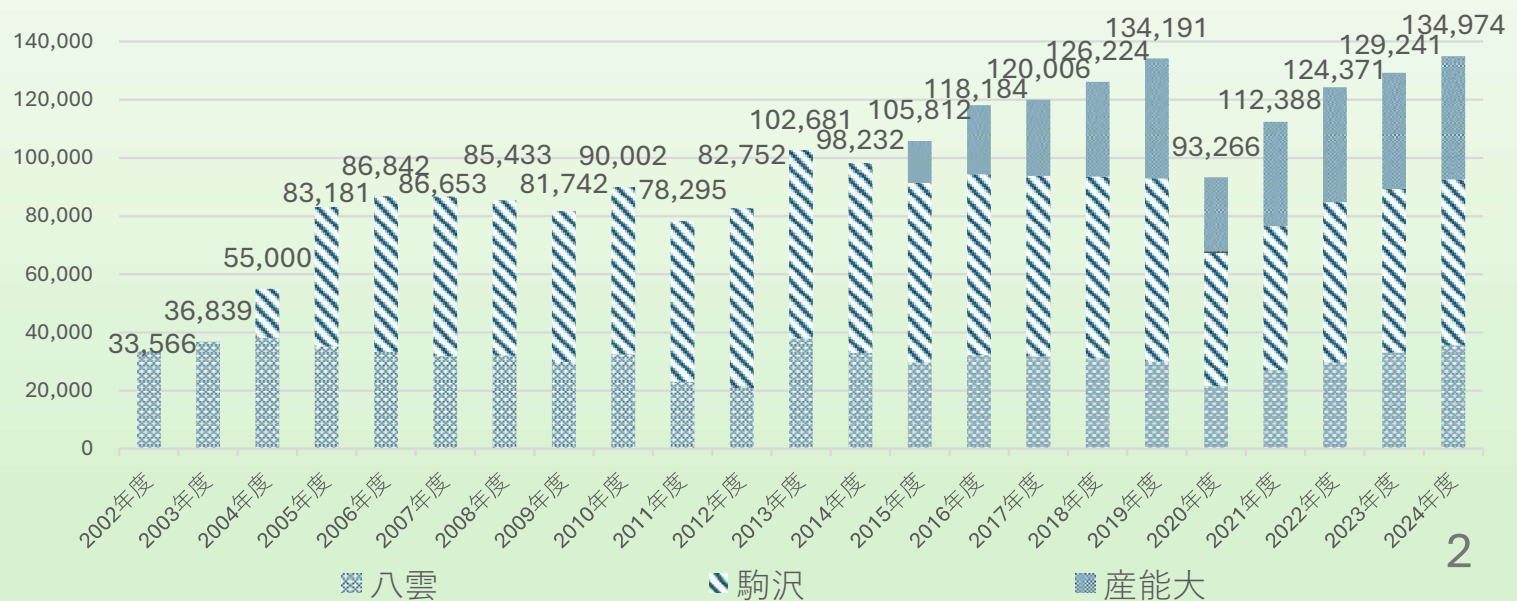
1997年の運行開始から、ルート追加などにより、利用者は増加を続けている。新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少があったものの、以前の利用者数に回復してきている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
八雲	2,852	2,908	3,001	3,413	3,346	3,357	3,310	2,905	2,678	2,481	2,404	2,918	35,573
駒沢	4,667	4,779	4,634	5,288	5,120	5,188	5,018	4,841	4,315	3,920	4,302	4,992	57,064
産能大	3,542	4,087	4,487	5,278	2,421	3,307	4,366	3,580	3,436	2,998	2,230	2,605	42,337
合計	11,061	11,774	12,122	13,979	10,887	11,852	12,694	11,326	10,429	9,399	8,936	10,515	134,974



	1997~2002	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
八雲	89,531	33,566	36,839	38,194	35,134	33,447	31,872	32,091	29,883	32,566	23,101	21,203	37,968	32,985
駒沢				16,806	48,047	53,395	54,781	53,342	51,859	57,436	55,194	61,549	64,713	65,247
合計	89,531	33,566	36,839	55,000	83,181	86,842	86,653	85,433	81,742	90,002	78,295	82,752	102,681	98,232

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	合計
八雲	29,677	32,204	31,783	31,108	30,020	21,561	27,004	29,615	33,112	35,573	810,037
駒沢	61,738	62,166	62,059	62,524	62,982	45,973	49,561	55,147	56,182	57,064	1,157,765
産能大	14,397	23,814	26,164	32,592	41,189	25,732	35,823	39,609	39,947	42,337	321,604
合計	105,812	118,184	120,006	126,224	134,191	93,266	112,388	124,371	129,241	134,974	2,289,406



産業能率大学送迎バス ルートマップ

自由が丘駅⇔産業能率大学 直行

(途中乗降り不可)



・月曜～金曜運行
(八雲ルート、駒沢公園ルートは水曜運休ですが、産能大⇔自由が丘ルートは水曜日も運行しています。)
・土日、祝日運休・夏季、年末年始運休あり。

自由が丘駅発	⇒	産能大発	⇒
08:00	⇒	08:10	⇒
08:20	⇒	08:30	⇒
08:40	⇒	08:50	⇒
09:00	⇒	09:10	⇒
09:20	⇒	09:30	⇒
09:40	⇒	09:50	⇒
10:00	⇒	10:10	⇒
10:20	⇒	10:30	⇒
10:40	⇒	10:50	⇒

◎自由が丘駅発は混み合っておりますが、産能大発には席の余裕がありますので、近隣の皆さま、是非ご利用ください。

廃食用油回収場所

目黒区エコプラザ(エコライフめぐろ推進協会)
目黒区目黒1-25-26 田道ふれあい館 地下1階 TEL.03-5721-2300

知らせてビューア *サンクスネイチャーバスの現在位置情報、運休情報等が確認できる無料アプリ



時刻表 水曜運休

2023年9月現在 (年末年始運休あり)

八雲ルート

	自由が丘駅正面口	日能研	緑が丘文化会館	立源寺	自由が丘インターナショナルテニスカレッジ	リバティヒルクラブ	ザ・ガーデン自由が丘クリニック	モンサンクレール
12	0	3	10	12	19	22	23	27
12	30	33	40	42	49	52	53	57
13	0	3	10	12	19	22	23	27 ●
14	30	33	40	42	49	52	53	57
15	0	3	10	12	19	22	23	27
15	30	33	40	42	49	52	53	57
16	0	3	10	12	19	22	23	27 ●
17	0	3	10	12	19	22	23	27
17	30	33	40	42	49	52	53	57
18	0	3	10	12	19	22	23	27
18	30	33	40	42	49	52	53	57 ●
20	0	3	10	12	19	22	23	27
20	30	33	40	42	49	52	53	57 ●

●印は、休憩の為ラ・ヴィータ止まり

○自由が丘駅正面口乗降場所はファーストキッチン前です。
○歩行者天国(日・祝 12:00~18:00)及びイベント時などは自由が丘駅正面口には、乗り入れません。日能研バス停をご利用ください。

駒沢公園ルート

	深沢ハウス	自由が丘クリニック(目黒通り渡り)	ザ・ガーデン(自由が丘クリニック)	ラ・ヴィータ	自由が丘駅南口	高橋建設	リバティヒルクラブ(駐車場入り口側)
11	25	31	32	33	39	45	47
12	00	06	07	08	14	20	22
12	35	41	42	43	49	55	57
13	10	16	17	18	24	30	32 ●
14	45	51	52	53	59	15:05	15:07
15	20	26	27	28	34	40	42
15	55	16:01	16:02	16:03	16:09	16:15	16:17 ●
17	00	06	07	08	14	20	22
17	35	41	42	43	49	55	57
18	10	16	17	18	24	30	32 ●
19	15	21	22	23	29	35	37
19	50	56	57	58	20:04	20:10	20:12
20	20	—	—	—	—	—	—

(終着) ●印は、深沢ハウスにて休憩

◎天候や道路状況などにより、運休や遅延する場合がありますのでご了承ください。
◎ルート及び時刻表につきましては、今後も変更する可能性があります。
◎は、安全と定時運行のため不停止区間とさせていただきます。
(学園通り自由が丘公園の先～日能研間はファーストキッチン前のみ乗降可)
◎ザ・ガーデンの乗降につきましては、目黒通りまたは学園通りを渡った場所にてお願いします。

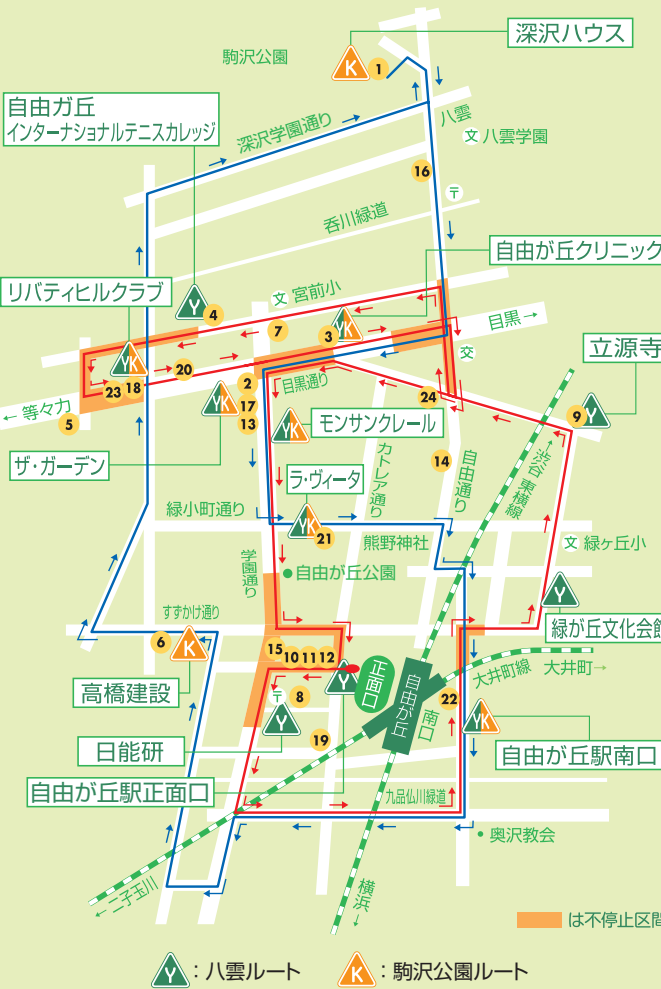
ThanksNature Bus

サンクスネイチャーバス



ルートマップ

サポーター番号をご参照下さい。



What is Thanks Nature Bus?

サンクスネイチャーバスは、自由が丘の街を循環するコミュニティバスです。

1997年より、廃食用油をリサイクルして作られた燃料で走り始めました。現在は軽油で走っていますが、近い将来、再びリサイクル燃料で走ることができるよう検討しています。

地域の企業やお店等、また個人の方がサポーターとなり、その会費によって運営され、どなたでも無料でご利用いただけます。

八雲ルート、駒沢公園ルート、産能大ルートの3ルートを行っています。

バス停での乗降が原則ですが、不停止区間を除く安全な場所であれば運転士さんに合図して乗降り可能です。(産能大ルートは不可)

地元の方はもちろん、自由が丘に来られた方もぜひご利用ください。

サポーターを募集しています。あなたもサポーターになりませんか?

メジャーサポーター	189,750円/月
キーエリアサポーター	63,250円/月
エリアサポーター	12,650円/月
個人サポーター	6,000円/年

特定非営利活動法人 サンクスネイチャーバスを走らす会

目黒区自由が丘3-17-1 2F(事務局) OPEN 火&金 10:45~17:30
TEL&FAX 03-5729-2511 e-mail tnbus@star.odn.ne.jp
http://thanksnaturebus.org

広告協賛: 東急セキュリティ/自由が丘クリニック
協力: 目黒区/みつばコミュニティ/染谷商店/エコライフめぐろ推進協会
後援: 自由が丘商店街振興組合/J-Spirit

このルートマップは歳末たすけあい募金の配分金を活用して作成しました。

メジャーエリアサポーター

深沢ハウス管理組合 **MAP 1**

世田谷区深沢2-1-9 TEL 03-5758-7401 9:00～21:00



都立大跡地に建設された772戸の集合住宅。約3万9千㎡の敷地は駒沢公園に隣接し、大部分の駐車場を地下に配置することで、約1万3千㎡の緑地を実現しています。住棟のすべてに免震構造を採用、365日24時間の有人管理システム等、安全への配慮もなされ、豊かなコミュニティを築きあげています。

BUS STOP K マンション管理組合・建設・不動産

ザ・ガーデン自由が丘 自由が丘店 **MAP 2**

目黒区自由が丘2-23-1TEL 03-3718-6481 9:30～21:00 https://www.garden.co.jp



「安心・安全」「旬のおいしさ」にこだわり、国内はもとより世界各国からバラエティあふれる食品食材を導入し、きめ細やかなサービスと共にお客様に提供することを使命としています。近隣の地域のお客様にお買い上げのお荷物をその日の内にお届けする配達サービスもございます。バスでご来店の際はぜひご利用ください。

BUS STOP YK グルメ

自由が丘クリニック **MAP 3**

目黒区八雲3-12-10 TEL フリーボイス 0800-808-8200 10:00～18:00 無休 予約制 各種保険取扱 jiyugaokaclinic.com



1995年の開院以来、美容外科や美容皮膚科、皮膚科、教授外来、エステ部門などを完備し、それぞれ専門分野を持つ医師が大学病院に倣ったチーム医療で診療を行います。地域の皆様の「理想的な美と健康＝ウェルビーイング」を叶えるお手伝いをさせていただきます。

BUS STOP YK クリニック

自由が丘インターナショナルテニスカレッジ **MAP 4**

目黒区八雲3-23-7 TEL 03-3723-3911 http://www.jitc.jp 平日 8:50～21:30 (月14:30～) 土・日 8:30～21:30 無休 (夏季・年末年始にお休み期間あり)



キッズクラスからジュニア・アンダー21・一般クラスまで、レッスン時間やクラス編成が豊富。ジュニアコースには日本プロテニス協会認定コーチのもとトッププロを目指すクラスも。閑静な住宅街にあるコートは3面、ナイター設備完備。会社帰りのリフレッシュにもおすすめ。年会費 5,000円 (税別)、レッスン料 (一般クラス) 27,500円 (税別)～/2ヵ月

BUS STOP Y スポーツ

産業能率大学 **MAP 5**

世田谷区等々力 6-39-15 学生サービスセンター TEL 03-3704-1211 http://www.sanno.ac.jp 平日(月～金) 9:00～17:00



自由が丘の街が学びのフィールド。実際に見て、聞いて、リアルなビジネスやマーケティングを学びます。女神まつりなど、自由が丘の3大イベントに携わり、イベント企画運営を学ぶ「自由が丘イベントコラボレーション」や、セザンジュとして活動する「自由が丘コンシェルジュ」など、実践的な授業が多いのが特徴です。

教育

キーエリアサポーター

高橋建設 **MAP 6**

目黒区自由が丘3-10-20 TEL 03-3718-8111 http://www.tcc-takahashi.co.jp



「自由が丘で68年」集合住宅、店舗・事務所ビルなどの設計・施工からアフターメンテナンス、更に賃貸管理・運営に至るまで幅広く業務を展開しております。「自由が丘には高橋建設がいます!」

BUS STOP K マンション管理組合・建設・不動産

コリーヌ自由が丘 **MAP 7**

目黒区八雲3-12-24 入居のお問い合わせ：宇田川産業(株) TEL 03-3704-4771



オートロックやモニター付インターホンはもちろん、バリアフリー、警備システムを全戸完備の高級賃貸マンション。全60戸(1LDK～4LDK)!

マンション管理組合・建設・不動産

日能研 自由が丘校 **MAP 8**

目黒区自由が丘2-11-16 日能研自由が丘ビル TEL 03-5731-3368 http://www.nichinoken.co.jp 平日 13:00～16:00/18:30～20:00 土 13:00～19:00 日 9:00～15:00



「応援します輝く目を持つ子供たち」日能研は、中高一貫校を目指す子どもたちを応援する、小学生のみの中学受験予備校です。

BUS STOP Y 教育

長昌山 立源寺 **MAP 9**

目黒区中根2-21-17 TEL 03-3717-9575 http://www.ryugenji.jp



寛永元年(1624年)創建の日蓮宗のお寺。目黒区保存樹林に指定された榎をはじめとする種々の樹木に囲まれた雰囲気豊かな境内です。ボーイスカウト、仏讃歌コーラス、写経会などの文化活動も多岐。ぜひ一度お参り下さい。

BUS STOP Y

自由が丘商店街振興組合 **MAP 10**

目黒区自由が丘2-10-8 自由が丘エヌケービル3階TEL 03-3717-4541

自由が丘駅前中央会 **MAP 11**

目黒区自由が丘2-10-8 自由が丘エヌケービル3階TEL 03-5731-3324

自由が丘南口商店会 **MAP 12**

目黒区自由が丘2-10-8 自由が丘エヌケービル3階TEL 03-3717-4541

エリアサポーター

グルメ クリニック スポーツ マンション管理組合・建設・不動産 ライフ その他

モンサンクレール **MAP 13**

目黒区自由が丘 2-22-4 TEL.03-3718-5200 水定休(臨時休業あり) 11:00～18:00 http://www.ms-clair.co.jp



辻口博啓シェフは、数々の世界大会で優勝経験をもつパティシエ。選び抜かれた旬の素材を使い作り上げる美しいスイーツは一度は味わいたい逸品ぞろい。

BUS STOP YK

自由が丘ロール屋 **MAP 14**

目黒区自由が丘1-23-2 TEL.03-3725-3055 水・第3火 定休 11:00～18:00 http://www.jiyugaoka-rollya.jp



パティシエ辻口博啓が手掛けるロールケーキ専門店。スフレ、スポンジ、ビスキュイなどバリエーション豊かな生地と旬のフルーツや和素材を合わせ、一つ一つ手作りしてきたのロールケーキが並びます。2023年9月リニューアルオープン。

Takeoffer会計事務所 **MAP 15**

目黒区自由が丘 2-10-14 青木ビル502TEL 03-6421-4020 平日 10:00～18:00http://takeoffer-ac.com



IT企業、飲食店、美容院を始め多種多様な中小企業様に対して、会計税務を中心とした幅広い業務サポートを実施しております。Takeoffer 法律事務所及び Takeoffer 社会保険労務士事務所を併設しており、法律面、労務面を含めた総合的支援が可能です。子育て中の女性が多く勤務する柔軟性を持った会計事務所ですので何かお困りの際には、お気軽にご相談下さい。

Coffee Roast Vivace (コーヒーローストビバークェ) **MAP 16**

目黒区八雲 3-6-22-101TEL 03-3723-3954 10:00～18:00 水金定休 https://store.vivace.gift



東京都目黒区の住宅街に開業して20年。60種類以上からお客様のお好みに合わせて焙煎する焙煎コーヒーと、手作りの本格スイーツをご用意しています。ワンちゃんも大歓迎のお店ですので、お散歩ついでにも是非お越しください。駐車場も1台分ございます。

森医院 **MAP 17**

目黒区自由が丘 2-22-3 TEL.03-3718-0011 ◆内科・外科・消化器科・小児外科 (月・火・水・金) 8:30～12:00 14:30～19:00 (木・土) 8:30～13:00 ◆皮膚科 予約制 別時間 http://mori-iin-jiyugaoka.com

TSON (ティーソン) **MAP 18**

中央区日本橋 3-5-11 八重洲中央ビル5FTEL 0120-029-100 平日 9:30～18:30 (土日祝休み) https://www.tson.co.jp



2019年より不動産特定共同事業法に基づく社会貢献型の不動産小口投資商品「スマートファンド SONAE シリーズ」の販売をスタート、再生可能エネルギーや国産材の利用などSDGsに貢献するファンドとしてESG投資の側面を持ち人気を博しております。

リバティヒルクラブ **MAP 18**



目黒区八雲 3-26-6 TEL.03-5731-5731 平日10:00～22:30 日・祝 10:00～20:00 毎月末2日間休 https://www.libertyhill.co.jp

従来のスポーツクラブに留まらない、新しい形のクラブを目指した、欧米型の会員制スポーツクラブ。年会費276,000円

BUS STOP YK

アズサ建物 **MAP 19**



目黒区自由が丘 2-11-6 TEL.03-5701-4841 平日 10:00～18:00 土日祝 10:00～17:00 GW・夏季・年末年始に休み有 https://www.azusa.tokyo

自由が丘駅前に出店して32年。東急沿線の目黒、世田谷に特化した物件を得意としています。又、建築・リフォームも扱っておりますので、お気軽にご相談ください。

チェスナットヒルズ **MAP 20**



目黒区八雲 3-25-11 入居のお問い合わせTEL.03-6865-1937 平日 9:00～18:00 土日祝 10:00～18:00 年末年始休

自由が丘駅からおしゃれな商店街を通り抜け充実した環境の高級賃貸マンション!! オートロック・3口キッチン・浴室乾燥機・追炊き機能バス・独立洗面台等と設備充実な間取のお部屋です! 屋根付き駐車場も完備! 全19戸 1LDK～2LDK 賃料15.5万円 (共込)～。

ラ・ヴィータ **MAP 21**



目黒区自由が丘2-8-3 TEL 03-3723-1881 店舗ごとに営業時間・定休日あり

水の都ベネチア。そんな美しい雰囲気ラ・ヴィータが再現。運河には本物の Gondola が浮かび、静かな落ち着いた空間に、上質でいて個性のある6店舗のお店が集まっています。

BUS STOP YK

フレル・ウィズ自由が丘 **MAP 22**



目黒区自由が丘1-6-9 TEL 03-5726-0206 http://www.fullel.com 1F 東急ストア 9:00～24:00 1F～4F 専門店 10:00～21:00 (一部テナント除く) 年始休 当館は、近隣にお住まいの方から来街者の方までお気軽にお立ち寄り頂けるショッピングセンターです。食品スーパーをはじめ、グルメ、ファッション、雑貨、ビューティーケア、カルチャースクールと豊富なショップを取り揃え、皆様のお越しをお待ち致しております。

ジーエム **MAP 23**



目黒区八雲 3-26-9 TEL.03-3723-2411 http://www.gm-company.com

LIFEHAMMER (オランダ製) クルマの缶詰事故対策用世界NO1 緊急脱出・救出ハンマー輸入販売

光進電気工業 **MAP 24**



目黒区自由が丘 1-20-19 TEL. 03-3717-0101 http://www.koshindenki.com

当社は日本で最初にプロペラ型風向風速計の製造を行ったメーカーです。アメダスをはじめとする気象観測システムの開発・製造・販売を通じ、環境計測分野で世界のお役にたっています。

「令和 7 年度 目黒区地域公共交通会議【第 1 回】」議事概要

日 時 : 令和 7 年 5 月 28 日 (水) 10:00~11:30

場 所 : 中目黒 GT プラザホール 地下 1 階
(目黒区中目黒二丁目 1 番 3 号)

出席者 : 委員の出欠については、別紙「出席者名簿」のとおり
事務局
街づくり推進部都市基盤整備課 3 名
株式会社オリエンタルコンサルタンツ 5 名

公開・非公開 : 公開

傍聴者 : 0 人

配付資料 : 資料 1 目黒区地域公共交通会議委員名簿
資料 2 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱
資料 3 東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について
資料 4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について
資料 5 令和 6 年度第 1 回目黒区地域公共交通会議議事概要

会議次第 : 1 開会
2 委員紹介
3 議題
(1) 東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について
(2) 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について
4 閉会

[議事進行]

次第 1 「開会」

会長(まちづくり推進部長)より挨拶。

次第 2 「委員紹介」

資料 1 「目黒区地域公共交通会議委員名簿」のとおり、事務局より報告。

(補足説明)

○会長 今年度変更された方は、資料 1 の赤枠の 10 名の方となる。

次に目黒区地域公共交通会議傍聴要綱に基づき、本会議を公開とし、傍聴可能とします。本日の傍聴希望はありません。

次第 3 「議題(1) 東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について」

資料 3 「東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について」の概要について事務局より説明。

〔質疑応答〕

- 会長) バス停の新設を検討しているアクティ目黒駅前が品川区道に接していることを踏まえて、質疑応答の前に品川区の課長から東部地区のバス停の増設箇所についてご意見をお願いしたい。
- 副区課長) 品川区の地域公共交通会議では、さんまバス運行開始前に全体のルートとバス停について協議させていただいたが、その際の会議では、品川区内におけるさんまバスの走行とバス停の設置について了承を得たと回答している。バス停の設置に関する再協議について、地権者、道路管理者への説明済みとの状況であれば、アクティ目黒駅前でのバス停の増設は了承されると思われる。引き続き目黒区と調整していきたい。
- 会長) 特段問題がないということということで大変助かる。
- 委員) 令和4年度アンケート調査では「利用したい」が52.5%、しかし令和6年度アンケート調査で実際に利用したのは32.6%であることは理解した。令和4年度と令和6年度に行われたアンケート調査では「利用したい」の回答に大きな差がある。当初の想定では利用率52%ほどの利用者が見込めると計画されていたが、先ほど説明いただいた利用率では16.6%となっている。これは利用者が毎月利用した場合の平均の利用率であり、利用者は利用したいという気持ちがあっても毎月利用するわけではない。そう考えると、目標値へ到達するにはかなり困難であるという認識を抱いた。その数値の差について確認をしたい。
- 事務局) 利用意向は東部地区のルート沿線の住民(約15,000世帯)にアンケート調査を行った回答であり、令和4年度の回答結果は運行前の「運行されたときに利用したいか」という数値で、令和6年度の回答結果は、東部地区の中で1年間運行して「実際に利用したか」という確認をさせていただいた数値である。令和4年度の回答結果は期待値も込めた回答かと思われる。またバスの利用率である16.6%という数値はバス1台に対する利用率であり、アンケート調査の回答である32.6%とは算定方法が異なる数値である。
- 委員) 「さんまバスに一度乗車したが、二回目は乗車しない利用者」が存在する一方、「継続して利用する利用者」も存在するので数値の違いについては理解できた。収益も含めてどうすれば利用率が向上するのかという課題に取り組んではいらぬものの、区の目標と地域住民の利用にギャップもあるということも本日の説明で理解できた。利用率が向上しない原因として、東部地区が交通の便が良く利便性が高い地域であることと、運賃の高さが課題だと考える。そのため、アンケート調査の中で対策検討に結び付く質問があればよいと思いながら資料を見ていた。資料中の乗車率向上等に向けた取り組みはとても良いことだが、これがどの程度利用率向上につながるか見えてこない。この対策を実施することによってどの程度利用率が向上するかということをお聞きしたい。
- 事務局) 運行ルートの見直し、バス停の追加については、アンケートやイベントでの周知活動を通して寄せられた意見をもとに提案した。現在は、寄せられた意見以外にも1年間運行して判明した利用率等の定量的な数値を取得しているため、その数値や利用者の意見を踏まえて、少しでも利用率向上が見込める施策があれば、3年間の実証運行期

間中に様々な形で取り組みを実施していきたいと考えている。地域の住民も実証運行だけで終わらせたくないという気持ちもある。ただ、この取り組みを行って具体的にどのくらい乗車数・乗車率が向上するのかという数字は今のところ定かではない。

- 委員) 実施する対策について否定しているわけではなく、実施したアンケートの結果からヒントが得られるのではないかと考える。対策のやり直しが発生しないためにも、今後、アンケート調査を実施するのであれば、どれほど乗車数・乗車率が向上するのかという数値をある程度把握できるようなやり方を期待したい。また、収益性に関しての意見だが、ドライバーの賃金値上げは世の中の動きであり、運行経費の高騰は想定できることなので、これを前提に計画を立てるべきだと考える。例えば、今年の10月にシルバーパスが値下げされる予定だが、多くの高齢者がシルバーパスを利用し、路線バスに転換する等、さんまバスの収益にも影響が出る可能性がある。これからの動向も考えながら、収益性のリスクを事前に見込んで議論していきたいと思い発言した。
- 事務局) アンケートでは、地域交通を利用しない理由として、「既存の公共交通で満足しているため」「徒歩または自転車で移動しているため」「運賃が高いため」といった声があった。また、協議会の中でもシルバーパスをさんまバスでも使用可能にしたら利用率が向上するのではないかと意見が寄せられたが、路線バス等の移動手段のないエリアにさんまバスを運行させるために車両の確保やバス停整備など区の財源を使うことになり、逆に利用運賃まで補助をすると、他地区との不公平感が生じてしまうという意見が協議会の中で出たことから、まずは路線バスと同様の運賃で始めるということとなった。ただ、今回シルバーパスが4割ほど割引になるということで、高齢者が既存の公共交通を利用しやすい状況になるため、今後のさんまバスの運賃形態においても高齢者への割引等利用率・収支率が上昇するような取り組みも検討していきたいと考えている。
- 委員) ノリトクキャンペーンで我々商店街としても店舗に協力を呼び掛けているが、運行ルートが通過する商店街のエリアが限られているため、なかなか協力していただけない。キャンペーンには「海老民」を掲載していただいたが、さんまバスの利用者は不動前駅までは行かず、店舗へのメリットが少ないと考える。例えば自由が丘では、朝に産業能率大学に行く便、八雲を回る便等時間帯で分けて運行しているが、その事例に倣い時間帯を分けて商店街を通るルートを運行するのはどうか。例えば、目黒不動尊瀧泉寺は毎月28日が縁日なので、その日だけ目黒不動尊瀧泉寺を回る臨時ルートを検討できないかという話が挙げられている。また学芸大学駅の碑文谷八幡宮では、例大祭の神輿が通る際には東急バスに運行の停止を申し出ているが、学芸大学の地元住民の意見として、駅前に大型バスは運行してほしくない、一方でさんまバスのような小型バスを学芸大学駅側に回してほしい、といった意見が出ている。また、区議会議員とも話をしたが、大半はさんまバスの継続的運行には懐疑的な感覚であるため、現況のルートに固執して収益を上げようとするのは困難ではないか。3年の実証運行の中で、学芸大学駅に限らず柔軟なルートの検討をお願いしたい。検討いただけた場合はイベントや割引等協力できる体制を考えている。
- 事務局) 今回のノリトクキャンペーンは目黒区商店街連合会にもご案内させていただき、「海

老民」さんにもご協力いただいた。さんまバス自体はそちらの方面には運行していないが、茶屋坂バス停から五反田方面へ行く既存の東急バスがあり、利用者がそちらに乗り換えることで不動尊に行くことが出来る。さんまバスはどこまでも走行できるということではなく、あくまでも東部地区中心に運行し、そこから既存の路線バスに乗り換えをしていただいているいろいろな場所に行っていただきたいという考えである。大鳥神社や不動前を通るルートは計画当初から意見が出ていたが、既存のバス会社も大変厳しい状況だと聞いているので、さんまバスのルートを拡大するとさんまバスと既存のバスと競合し、既存バスの利用客減少やそれに伴い減便等の懸念がある点を考慮して現在のルート設定になっている。新たな地域を運行するバスに関しては、東部地区における地域交通とは異なる別の施策として改めて検討させていただきたい。

- 委員) 品川区ではコミュニティバスと東急バスでバス停を共有している。目黒区もお互い共有すれば互いに売り上げも上がるのではないかと考える。また、乗り換えを推奨しているとのことだが、2回分のバス運賃を支払うのであればタクシーを利用すると思われる。乗り換えを推奨するのであれば、1回までの乗換は無料になるといった特典を設ける等の施策を考えていかないと、さんまバスと東急バスともに利用者数は伸びないと思う。
- 事務局) 東部地区に新たな地域交通を導入するにあたって、どういった事業者をお願いするのが一番利便性向上につながるのかということで皆さまよりご意見を頂いた。目黒区内を走る路線バスのほとんどは東急バスの路線である。さんまバスについても目黒駅前、茶屋坂、駒沢通り、山手通りの東急バスの既存のバス停を利用させていただいている。割引制度については、540円で何回でも乗換ができるという東急バスの一乗車券という制度がある。それを活用して既存のバスも利用していただくことでさんまバスの利用者増を図っていかねばと考えている。
- 委員) 東部地区は9町会があるが、当連合会でも各々の町会から運行ルートに関する要望は多い。かつて東急バスが、三田通りを通り渋谷から都立砧公園まで運行するバスを運行していたが、この路線が廃止になり三田通りを通るバスが無くなってしまった。そこから三田通りを通るバス、さんまバスを運行しようという機運が高まった。連合会では未だに、厚生中央病院の患者の利用を見越したルートである、柳通り、不動前、大鳥神社、権之助坂を巡回し、三田通りに入るというルートを何とか作れないかという案が議題に上がる。また、目的地によってはタクシーで往復する運賃より割安で乗車することが出来るという一日乗車券の利便性をもっと周知すれば、乗車率が向上するはずだという声も出ている。
- 事務局) 東部地区は地元住民のバス路線復活という強い思いの中で運行されているということは聞き及んでいる。何とか利用率が向上するような施策を行っていききたい。
- 委員) 先ほどの事務局のコメントにもあったように、アンケート中の地域交通を利用しない理由の上位二項目である「既存の公共交通で満足しているため」「徒歩または自転車移動しているため」というのは他の地域交通公共会議や活性化協議会ではなかなか上位には上がってこない項目で、目黒区ならではの結果だと感じた。だとしたら、なぜ目黒区は公的資金を投入してコミュニティバスを運行しているのかという政策的な

狙いがあるはずである。現在の運行がその政策の狙い通りに利用されているかどうか、利用者のニーズにどこまで応えられているのかチェックする必要がある。そのチェックをぜひともこの会議の場でできたらよいと思う。また、人員不足は避けて通れない問題で、今後ますます深刻化するはずだ。そういった背景を考えると現在の運行を維持できない可能性が高い。社会情勢を見据えたうえで、今の段階から人員不足の問題を考えなければならないと思うが、その点についての考えを聞かせていただきたい。

○事務局) 東部地区では、まず三田一丁目・二丁目、厚生中央病院といった三田地域の住民等が、三田通りに移動手段を作りたいということから地域交通の勉強会を始めたことがコミュニティバス導入検討の経緯である。アンケート調査を見ると、当初から要望していた三田一丁目、三田二丁目といった三田地域の住民の利用者数が増加しているため、当初の目的に対して一定の効果があつたのではないかと認識している。ただ、利用率としては1便あたりの利用人数が少ないところもあるので、まずは一度利用していただくための周知やキャンペーンなどの取り組みを引き続き実施していきたい。また、アンケート結果を紐解き、具体的な利用率向上のための取り組みも検討していきたい。また、運転手の人員不足の件について、運行をお願いしている東急バスも人員確保が困難な状況であるということを知っている。当初の3か月は計画で想定していた便数の半分である一日6便での運行となったが、その後東急バスから人員を対応していただき、現在は計画通りの一日12便で運行している。しかし、全国的にドライバー不足という状況の中、さんまバスに人員を割いていただいていることは東急バスにとってさらなる負担になることが想定される。ただ、さんまバスの運行によって1年間で21,000人の地域住民等の利用があるため、区の方も継続運行への努力をしていくとともに、東急バスには人員確保の働きかけを実施していきたい。

○委員) さんまバスについて、サポーター制度等いろいろなアプローチで盛り上げるための努力を実施していることは強く感じているが、人員不足の問題については今までのサービス水準が当然という利用者の意識を変えていかないと利用者の満足度は向上しない。今後、社会情勢として日本の人口構造は変化していくのだから、個人の意識も変化していかなければいけないというところに踏み込んで、福祉政策やコミュニティ政策の部門と連携しながら人員不足の問題を考えていかなければならないのかもしれない。

○会長) その問題は目黒区としても非常に苦心しているところである。貴重な意見として受け止めたい。

○会長) 東部地区の実証運行見直し等を含め、今後の取組みについてご異議ありませんか。

○委員) 異議なし。

○会長) 今後は、実証運行の見直しに向けた手続きの中で、合意文書や会議記録を関東運輸局様へ報告していく。

[議事進行]

次第3「議事(2) 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」

資料4「北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」の概要について事務局より説明。

- 委員) ミーティングポイント(乗降ポイント)をざっと見ただけでも、とても数が少ない。ミーティングポイント間の距離が長く、利用者が住む地域によっては、ミーティングポイントまでかなりの移動が強いられるように感じる。今後検討されるのであれば、ミーティングポイントの数を増やしてほしい。
- 事務局) 現在検討しているミーティングポイントについては、アンケートや勉強会の中で地域住民の要望があった施設やバス停等から設定しており、出発地ではなく目的地として設定されている。今後は、皆様のご自宅の近く等、乗車する場所をミーティングポイントとして設定していく必要があると考えている。
- 委員) ぜひそのように検討してもらいたい。他の自治体等でもデマンド交通を実施していると思うが、利用が多いのはやはり高齢者と未就学児を連れた主婦層であると思われる。そのような利用者にとって、ミーティングポイントは自宅から近い方が良いと考える。利用者の乗車場所を考慮してなるべく細かくミーティングポイントの検討をするようお願いしたい。
- 会長) 北部地区では東部地区とは全く違う形態での運行を考えているので、いろいろご意見を頂けると幸いである。
- 委員) 運行ルートはデマンドを想定しており、かなり自由度が高いルートになると思われるが、資料に示した現在のルート案はどのような経緯で設定したのか教えていただきたい。
- 事務局) ルート案は車両制限令に基づき車両の幅や白線の内側の幅員等を考えて、ワゴンタイプの車両が通行できる道路ということで設定している。駒場地域は特に幅員が狭い道路や一方通行の道路等安全性に考慮しなければならない道路が多くなっている。
- 委員) 通行の可否については複数の考え方がある。ひとつは、交通規制上車両が通行できない道路、もうひとつは交通規制上一般の車両は通行できるが、外側線の位置や路側帯の幅員等の影響により公共交通としての車両は通行できない道路、という認識で間違いないか。
- 事務局) 通行できないということではないが、一般の車両が通常通行している道路でも幅員が狭い道路があり、区としては、通行の安全性の観点から、白線を踏むような狭い道路、歩行者の通行を妨げるような道路等は外したルートで設定している。
- 委員) 例えば、東山三丁目地域の運行ルートで東山中学校のミーティングポイントから近くの東山一丁目既存バス停のミーティングポイントに行く場合、資料中の図面では、非常に遠回りのルートを走行することになっている。しかし一般の車両は最短ルートを走行できるということが実態としてあり得るのではないだろうか。
- 事務局) 東山三丁目地域の運行ルートで、東山中学校のミーティングポイントから近くの東山一丁目のミーティングポイントへ行く場合は最短ルートを走行できなくはないが、安

全面から考慮すると、資料に示した現在のルート案になってしまう。かなり遠回りであることは認識している。

- 委員) なぜこの質問をしたかを申し上げると、この資料中のルート案を住民との検討資料として使用した場合、誤解が生じてしまう懸念を感じたからである。特に東山中学校のミーティングポイントと東山一丁目のミーティングポイントとの位置とルートについては、違和感があるため気になった。この資料に示した運行ルート案というものが何を示していて、運行が開始されたときにはどのようなルートになるのか、区民の方々が新しい乗り物に対していかに正しく認識してもらうかが重要である。一方で、駒場地域のミーティングポイントは、前回の協議会以降、交通管理者と協議を進められて、駒場東大前駅付近に新しいミーティングポイントが設定されている。警視庁も道路の幅員だけではなく交通量等も踏まえた協議で、かなり前向きに検討されていると感じた。ルート案の設定に関しても、道路構造だけではなく交通状況と合わせて、総合的に検討し主導していく方が区民の誤解を生まないのではないかと思ひ発言させていただいた。先ほど委員の発言にもあったが、ミーティングポイントについては、より密に設定し、住宅地等乗車が想定される地点に多く設置しないと結局利用されない。例えば、三鷹のデマンド交通では私有地の有効利用という事例も出てきている。そういったことも踏まえて検討いただきたい。
- 委員) 駒場地域はコインパーキングがほとんどないので、車で訪れるには不便なエリアであり、ほとんどの地域が学校敷地で住居地は少ない。東山三丁目地域は地域内の道幅は広いが、他の地域へ出ていく道路の幅員は狭くなっているとの認識である。東部地区の説明では 15,000 世帯ほどの対象世帯にどの程度必要とされているかという点で、さんまバス運行の背景や意義を見出せたが、この地区は世帯数がどの程度あり、運行経費がどの程度かかるのか等、そういった情報が示されていないと検討が困難である。
- 事務局) 世帯数について等、具体的な数値は資料が手元にないのでお答えできないが、運行経費については交通事業者に試算をお願いしているところである。運行経費は運行する車両の大小にかかわらずドライバーの人件費が大半を占めるので、導入する車両台数によって変わるが、東部地区で運行しているさんまバスと同程度の運行経費がかかると想定している。東部地区は 36 人乗りの小型バスが運行されているが、北部地区については道路が狭い状況から 10 人乗り程度のワゴン車での運行になると想定されるため、一度に乗れる人数が限られてくる。そのため、北部地区における利用率、収支率の目標値は、東部地区に比べると低く設定せざるを得ないと考えている。

[議事進行]

次第「5 閉会」

(補足説明)

- 事務局) 本日頂いた意見を踏まえて検討を進め、適宜地域公共交通会議に報告させていただく。次回は今後の進捗に合わせて開催を案内する予定である。なお次回もリモート併用とさせていただく予定である。

以 上